

令和8年6月25日

八代市議会議長 高山正夫様

提出者 八代市議会議員

谷口



大倉裕一



北園武広



田方芳信



谷川登



深田浩介



村川清則



山本敬晃



山本幸廣



発議案第4号

令和2年7月豪雨災害における家屋再建に係る諸課題の解決を求める意見書案

上記の議案を別紙のとおり八代市議会会議規則第14条の規定により提出します。



(別 紙)

令和2年7月豪雨災害における家屋再建に係る諸課題の解決を求める意見書案

令和2年7月豪雨災害における家屋再建に係る諸課題の解決を求める意見書

令和2年7月豪雨災害から6年が経過しようとしている。

本災害の被災者は、ふるさとに愛着を持ち、今後も住み続けたいとの思いで復旧・復興に努め、国の要請に応じて、かさ上げ工事の終了後に、現地に戻り、家屋を新築し住み続ける選択をした。

国土交通省からは、移転補償費の契約以前より、「補償金から再建費用を差し引いた残高に対する課税」との説明があり、その説明に基づき移転補償契約を締結した経緯がある。

しかしながら、かさ上げ工事も進み、家屋の再建計画を立てようとした矢先に、国土交通省の説明とは異なる「移転補償費の対象経費として、家屋再建費用の計上は認められない。」という見解が税務署より示された。

国土交通省は、課税に対する説明の誤りを認め、税務署などへの対応も尽力してきたが、課題解決を求める被災者の要請は届かず、税務署の指導に応じ、税務申告を行い、多額の納税を行った被災者が存在する。

現在、国のかさ上げ工事は1年近く遅延しており、その間、建設資材をはじめとする家屋再建費用が高騰している状況である。また、今年度は所得に対して課税される市県民税、国民健康保険税等の負担が増加し、さらに、租税特別措置法の適用外となる被災者も存在し、今後の家屋再建に向けた資金計画に苦慮している。

国におかれては、当該地域に住む被災者の不安の声、向き合う課題の解決に早急に対応するよう、下記事項について、強く要望する。

記

- 1 近年の建築資材高騰に伴い建築費用も高騰し、契約締結時との状況から変化していることを踏まえ、移転補償契約に物価スライド条項の設定を検討すること。
- 2 移転補償費は、本来の目的である家屋再建費用に充当するべきものである。移転補償費に対する課税方法の見直しを検討すること。
- 3 令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例措置が、令和8年度まで延長されているが、かさ上げ工事の遅延により、特例措置の期限以後に住宅再建を行う被災者も存在することから、再度の延長を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由 令和2年7月豪雨災害からの復旧工事に伴い、一部地区でかさ上げ工事が行われているが、かさ上げ工事後の家屋再建を目指す被災者に対し、国土交通省からの誤った説明により、想定外の課税を受けた被災者が存在する。また、租税特別措置法の適用対象外の被災者も存在し、家屋再建の障壁となっている。よって、国に対し、移転補償費に対する課税要件の見直し等を、強く要望する必要がある。